

第6回 ODR推進会議 議事録

第1 日 時 令和6年12月16日（月） 自 午後3時00分
至 午後4時19分

第2 場 所 法務省15階「審査監督課会議室」（オンライン）

第3 議 題

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 事務局による資料説明等
4. 事務局からの報告
5. 意見交換
6. その他
7. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議事

○矢川部付 それでは、予定の時刻となりましたので、第6回「ODR推進会議」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ウェブ会議システムのカメラをオンにしてください。

まず、この会議での発言方法について説明させていただきます。

ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除きマイク機能をオフにしていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言を希望される際は、挙手機能を使用してください。手のひらマークをクリックすると挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終えましたらマイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げるようお願いいたします。挙手機能を使えないときには、手を挙げていただくようお願いいたします。また、御発言をされる方は、お名前をおっしゃってから御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

初めに、司法法制部審査監督課長の沖田より御挨拶があります。

○沖田課長 法務省大臣官房司法法制部審査監督課長の沖田でございます。

第6回ODR推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、各界におけるADR・ODR推進の第一人者として、御多用のところ、ODR推進会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本ODR推進会議は、これまで5回の会議を開催いたしました。本年7月に開催した第5回会議においては、基本方針に掲げられたODR推進策について、昨年度までの取組実績を事務局から報告し、これまでの取組内容に関して御質問、御意見を頂戴したほか、ODRの認知度向上や利用促進、民間事業者の実装支援、相談機関との連携等に関する課題についても御指摘を頂いたところでございます。

また、ODR推進策のうち、今後重点的に取り組むべき事項について御議論を頂き、御意見を頂戴いたしました。これを受け、法務省では、両ワーキンググループの御意見を踏まえながら取組を進めてまいりましたので、本日の会議ではこれまでの取組状況について事務局から報告を行います。その後、委員の皆様から取組状況について御意見を頂戴し、ODR推進に向けた取組を着実に進めていきたいと考えております。

本日の会議が様々な角度から充実した御議論となり、今後のODR推進に向けた取組が成果を挙げるものとなりますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○矢川部付 ここからの議事進行につきましては、垣内座長にお願いしたいと思います。

お願ひいたします。

○垣内座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第の確認をお願いいたします。

本日の会議は、この議事次第に記載のとおりの内容を予定しておりますけれども、まず、議事を進めるに当たりまして、事務局から配付資料の説明をお願いいたします。

○矢川部付 それでは、配付資料につき御説明いたします。

まず、資料1は、前回の会議で御提案しました重点取組事項です。

次に、資料2は、この重点取組事項につきまして、前回の会議後、これまでに実施してきた取組を中間報告としてまとめたものです。

なお、前回会議において、重点取組事項につきましては、委員の皆様から大きな御異論はございませんでしたので、この方針に基づき、ひとまず取組を進めさせていただいております。各取組事項の右側に記載されている番号は、基本方針に掲げられている個々の推進策を示しております。これらの番号は、前回の短期目標期間における取組状況報告の際に、便宜上、丸数字を付した番号や、重点取組事項で記載させていただいた丸数字を付した取組事項と対応しております。

続いて、資料3はODR紹介動画の企画書、資料4は「より魅力的なODRの実現を目指して」と題したチラシ、資料5はODRにおけるAIの活用可能性に関する整理したもの、資料6はかいいけつサポートホームページの閲覧状況をまとめたもの、資料7は「ODRが身近にある社会の実現に向けて」と題したチラシです。後ほど、この資料に基づいて法務省における今年度のこれまでの取組状況を御説明いたします。

以上が本日の配付資料となります。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、法務省における今年度のこれまでの取組状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○石田参事官 法務省司法法制部の石田でございます。

まず、資料1を御覧ください。

前回の第5回ODR推進会議において、法務省から、今後の重点取組事項として基本方針に掲げられた事項全てに総花的に取り組むのではなく、重点的に取り組むべきものを取り上げてそれに注力していくことを御提案させていただきました。改めて、その概要を少し御説明させていただきます。

一つ目は、「認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODRの推進に関する取組」です。法務省では、具体的な紛争に直面した当事者を想定して、ODR自体やその利便性を強調した周知広報を行い、ODRの魅力を感じてもらうということを目指しています。その際、現状では扱い手であるADR事業者のODR実装が進んでいない点が問題となるため、ADR事業者のODR実装を同時に支援していくこととしています。

二つ目は、「ODRの社会実装に向けた各方面への周知の取組」です。法務省としては、対象を認証ADR等の民間ADRに限定することなく、ODRの社会実装を進めるための周知活動を行うこととし、その際、法務省の所管にとらわれすぎることなく、ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届けていきたいと考えております。前回会議では、この重点取組事項につき委員の皆様から大きな御異論はなかったものと認識しております。法務省としては、この間、暫定的にこの重点取組事項に沿って取組を進めてまいりましたので、本日この会議において法務省のこれまでの取組状況について中間報告を行い、これまでの進め方について委員の皆様から御意見を頂き、重点取組事項について修正が必要な部分があれば修正の上で、推進会議の御承認を頂ければと考えております。

では、資料2を御覧ください。

まず、重点取組事項の一つ目、「認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODRの推進」のうち、「ODRの利便性自体を周知広報する手法へのシフト」に関して御報告いたします。向かって右側の青色の四角を御覧ください。

一つ目のポツですが、初めに、フォーラム関係です。地域ごとに対面で相談機関との連携

を図る地域フォーラムのほか、ADRの日に実施しておりますオンライン・フォーラムを実施いたしました。

まず、地域フォーラムですが、本年度は8月6日に名古屋で実施いたしました。フォーラムでは、まず、法務省から認証ADRを中心にADR・ODRについての説明を行った後、認証事業者からの業務紹介、相談機関から相談業務の概要説明をそれぞれ行ってもらい、その後、認証事業者と相談機関との連携を図る上での課題、その解決に向けた方策等について、座談会形式で意見交換を行いました。地域フォーラム開催後、御参加いただいた相談機関から、複数の事業者と今後の連携も含めて連絡を取り合うことを考えているというお話を頂き、それらの事業者にこの相談機関の連絡先を紹介するなどしております。

次に、オンライン・フォーラムについてです。こちらは周知・広報ワーキンググループにおける御意見も踏まえて、プログラム構成や法務省の説明内容を検討し、本年度は12月2日に開催いたしました。

本年度のオンライン・フォーラムは、令和5年度に実施したODR実証事業を振り返りつつ、ODR自体の利便性を周知・広報するほか、ODR事業者間の横連携の促進、チャットを用いたコミュニケーションについての知見の共有など、手続実施者の育成に資する情報提供を行い、事業者側のODR実装を促すという観点で行っております。

具体的には、まず、法務省からODR実証事業の報告を行った後、ODR実証事業で使用したシステムにつき、システム開発業者である株式会社AtoJから御紹介いただき、その後、ODR実証事業に関与した弁護士や相談機関、認証事業者等の参加の下、「デジタル時代のADRの在り方～ODRの実証事業の振り返りとチャット型ODRへの展望～」をテーマとしてパネルディスカッションを行いました。

このうち、AtoJ社の御報告では、システムの操作画面等も示していただき、システムを用いたODRの具体的なイメージを共有いただくことができました。また、パネルディスカッションでは、実証事業で相談やADRを担当した弁護士の実体験に基づく実務的なアドバイス等を受けることができました。

次に、取組事項の2点目として、改正民法施行後の紛争にADR・ODRを活用するための準備についてです。

本年5月に共同親権制度の導入等を内容とする改正民法が成立し、その法案審議の際、「ADRの利便性の向上」について「必要な施策の検討を図る」ことを求める附帯決議がなされました。法務省では、日本弁護士連合会と連携して、弁護士会ADRを含む民間ADRが適切な紛争解決の選択肢として利用者に提示される環境づくりのための取組を、最高裁判所その他の機関と連携して行ってまいります。この種の紛争に直面した利用者にチャットやウェブ会議等を活用したODRの利便性を体感してもらえるよう、周知・広報ワーキンググループにおける御意見も踏まえつつ、家事関係の認証ADR事業者等と連携しながら取り組んでまいります。

次に、3点目、かいけつサポートホームページの改修についてです。

かいけつサポートホームページの改修に当たって、各事業者にかいけつサポート事業者ガイドブックのデータの更新をお願いした上、それをかいけつサポートホームページの事業者検索に反映することを予定しております。具体的には、各事業者の専門性や特殊性、利用上のメリット、どのようなトラブルが解決されたか等について記載する「アピールポイント、

解決事例等」という欄がございます。こちらの記載事項をかいかつサポートホームページ内の各事業者のページに盛り込むことによって、事業者に関する情報を充実させるとともに、その欄に記載された内容に沿って事業者をフリーワード検索でも検索できるようになります。により、潜在的な利用者が自身のニーズに合った事業者を検索しやすくなることを目指しております。あわせて、本年4月に始まった特定和解への対応の有無も検索条件として設定できるようにすることを予定しております。

なお、以上のように、インターネット上の情報提供を充実させるということを行う代わりに、今年度は印刷物としてかいかつサポート事業者ガイドブックを発行するということは見送る予定としております。

また、かいかつサポートホームページにつきましては、ODR推進会議や周知・広報ワーキンググループでも様々な御意見を頂いているところ、具体的な紛争類型に着目し、当事者が直面する各種のトラブルの例とその解決例等の情報を発信して、紛争を抱えた当事者が事業者を適切に探すことができるよう、ホームページの内容を改修するということを予定しております。

次に、4点目、ODR紹介動画についてです。資料3を御覧ください。

周知・広報ワーキンググループにおいて、前回までのODR推進会議で頂いた御意見も踏まえ、ODR紹介動画の企画書を修正いたしました。具体的には、従前の企画書の終わり部分に、チャット画面、またウェブ会議の様子の画面、それから握手する2人と調停人の画面というイラストやアニメーションを加えるとともに、ナレーションでウェブ会議を用いた調停もある旨の説明を加えることによって、チャット型ODRを導入している事業者がまだ少なく、ウェブ会議型ODRを導入している事業者の方が多いという現状、実情にも沿った形になるように配慮いたしました。

また、ODRの概要についても説明を加える修正を行っております。現在、動画を制作するための準備を進めており、動画が完成したら、かいかつサポートホームページにおいて公表することを予定しております。

次に、5点目ですが、法テラスFAQへのADRの追記についてです。法テラスホームページ上のFAQは、具体的なトラブルに関する質問とそれに対して取り得る対処方法についての回答が記載されており、従前はトラブルの解決手段としてADRが挙げられていないということがございました。そこで、各トラブルの解決手段の一つとしてADRも追記いただくよう、法テラスに依頼をしました。現在、画面上で共有させていただいているのが、既に法テラスホームページで公開されているFAQの画面です。例えば、「貸しているお金を返してもらえない。どうしたらよいでしょうか。」といった質問について、解決手段の一つとして「民間ADRを利用することも考えられる」と追加してもらいました。このADRの部分が青字になっておりますが、ここをクリックしますと「ADRとは何ですか。」というページに遷移いたします。こちらのページにはかいかつサポートホームページに関する記載を追加していただきしており、かいかつサポートホームページ部分が青字になっておりますので、こちらをクリックしていただければ、かいかつサポートホームページに遷移できるようになります。このように、紛争に直面した方がかいかつサポートホームページにたどり着けるよう、導線を作っていただけたと考えております。

なお、このFAQですが、オペレーターが利用者に回答する際の基礎資料の一部にもなる

と聞いております。

続きまして、大きく二つ目ですが、担い手側のODR実装を段階的に支援する取組について御報告いたします。そのうちの1点目、オンライン・フォーラムについてですが、先ほど御報告したとおりですので、ここでは説明を省略させていただきますが、本年度はODR実装を検討する事業者側にも役立つコンテンツとすることを意識して構成をしております。

続きまして、2点目、ODR実証事業に関する検証についてです。本年度後半の実装・AIワーキンググループにおいて、実証事業の結果明らかとなった課題のうち、本人確認手続、応諾率、秘密保持、相談機関とADR機関との連携、和解合意書の成立、和解合意の担保の方法、こういった論点を中心にさらに検討を深め、議論の結果を取りまとめ、かいけつサポートホームページ上で公表して事業者向けに情報提供をすることを予定しております。また、取りまとめが終わった後には、ADR法上の認証取得やODRの導入に要する事業者の負担を軽減するため、チャット型ODRを実施する際のモデル規程の策定にも取り組んでいく予定です。

続きまして、3点目、事業者向け情報発信についてです。資料4を御覧ください。

周知・広報ワーキンググループにおける御意見も踏まえまして、事業者向けに「より魅力的なODRを目指して」と題するチラシを作成、配付しております。こちらのチラシは、主に認証ADR事業者向けに作成したもので、チャット型ODR（システムを用いるものも、あるいは市販のチャットアプリを用いるものなども含む）の導入の提案を行いました。チャット型ODR導入に当たっての事業者の関心が高いと思われる点、例えば、規程の変更認証ではなく変更届で足りることやセキュリティ上の配慮をすべき事項、利用者に向けた必要な注意喚起の在り方などについても記載しております。

続きまして、重点取組事項の二つ目、「ODRの社会実装に向けた周知活動」について御説明いたします。

そのうちのまず1番目、認証ADR等の民間ADRに限定することなくODRの社会実装を進めるための周知活動を推進するための取組状況について御報告いたします。

まず1点目ですが、かいけつサポートホームページにおける「ODRの推進」ページの開設についてです。かいけつサポートホームページ上に「ODRの推進」と題するページを作成し、ODRに関連する様々な情報をこちらに集約して公表しております。他省庁等との協議に際しても、このページを案内するなどしております。

なお、ODR実証事業で使用された「ONE」というシステムについては、先日のオンライン・フォーラムにおいても、開発者である株式会社AtoJから御紹介がありましたが、このシステムを紹介した動画もこちらの「ODRの推進」のページ上で公開しております。また、今後作成を予定しているODR紹介動画もこちらで公表していくことを考えております。このように、「ODRの推進」のページがODRに関する情報発信の中心的な役割を果たし、このページがODRの認知度向上や利用促進に資するよう、今後も掲載内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のオンライン・フォーラムです。内容としては、先ほど御報告した取組と同様ですので、内容の説明は省略させていただきますが、このオンライン・フォーラムは、ODRの導入を検討する様々な機関にも参考となる情報が含まれておりますため、広く法務省ウェブサイトで広報し、一般の参加も募っております。実際の参加者の状況を見ますと、認

証ADR事業者や弁護士その他の法律専門職、それからADR手続実施者等のADR関係者が中心ではありますが、今年度は行政型ADRを所管する省庁等にも参加いただくことができましたため、こちらの項目でも掲載させていただいております。

続きまして、3点目、ODRにおけるAI活用可能性に関する整理ペーパーの作成です。

資料5を御覧ください。

昨年度以降、実装・AIワーキンググループにおいて、ODRの各場面におけるAIの活用可能性に関して、その制度上及び倫理上の課題部分を含めて議論した結果を整理ペーパーにまとめています。以前皆様に御確認いただいた際には、左側の欄でいいますと、有用性、必要性、機能等、活用場面までをまとめたものとなっておりました。その後、課題リスク、それからAI活用の留意点、考えられる対応策についても検討を進め、御覧の形で取りまとめております。

なお、現時点で実際にAIの活用が進んでいるというわけではございませんので、リスク等の検討も飽くまで想定にとどまるものとなっております。AI技術は日進月歩ですので、今後AI活用が広がる段階で改めて検討を要するものと考えております。こちらの資料は、今後「ODRの推進」のページにおいて公表することを予定しております。

次に、4点目、ODR実証事業に関する検証についてですが、こちらも先ほど御説明したとおりですので、ここでは説明を割愛させていただきます。

続きまして、5点目、ODRの紹介動画ですが、これも先ほど御報告した取組と同様となります。説明は省略させていただきます。

続きまして、上の四角の最後ですが、かいつけサポートホームページの閲覧状況についてです。

資料6を御覧ください。

前回の会議で、事務局から認知度調査について3年に1回程度の実施頻度とする代わりに、かいつけサポートホームページへのアクセス数を取組のKPIとすることを御提案しております。本年8月から10月までの3か月間におけるかいつけサポートホームページの閲覧状況を検証したところ、トップページを訪問した数（訪問数）とページが表示された回数（ページビューの数）はいずれも増加傾向にあります。また、「ODRの推進」のページの訪問数及びページビューの数も、いずれも同様に増加しております。

なお、ADRに関する記事が新聞や民間団体の広報紙に掲載されるなどしてメディアに露出したり、法務省から認証事業者に対してADRに関する情報を能動的に発信したりすることがこの閲覧状況に影響を与える可能性があることから、今後、継続的なモニタリングを行い、長期的なデータ分析を行う必要があると考えております。法務省としては、ODR推進会議及び周知・広報ワーキンググループにおける御議論を踏まえ、今後多くの当事者にホームページを閲覧してもらえるよう、利用者の目線に立って改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ODRの社会実装に向けた周知活動の取組の二つ目ですが、ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届けるという取組に関して御報告いたします。

ここでは、まず、他機関との協議状況について御報告いたします。法務省では、デジタル・プラットフォーム事業者やその所管省庁だけでなく、行政型ADRを所管している省庁も含めて、認証ADRに限定せず、ODRの実装可能性のある関係機関等に対して積極的な

働きかけを行うということを予定しております。このような方針の下、現在、関係機関等に對してODRに関する情報を提供するとともに、関係機関等からの相談に応じるなどの取組を行っているところです。今年度は、これまでのところ、内閣府、厚生労働省、こども家庭庁のほか、国民生活センターや第二東京弁護士会ADRセンターとの間で協議を行っております。

なお、デジタル・プラットフォーム事業者への働きかけも今後検討してまいりますが、デジタル・プラットフォーム上の取引におけるADRの活用可能性については、ODR推進会議の委員の皆様からも様々な御意見を頂いているところであります。今後、ODRの普及に向けてどのような働きかけを行うのが効果的なのかを、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、ODR関連情報を提供するに当たっては、情報提供を受ける側にどのようにしてODRのメリットを理解してもらうかが重要であると考えております。

そこで、資料7を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料ですが、今後の関係機関等に対する説明に用いるための資料として、ODRに関する基本的な説明、ODRによる紛争解決プロセスのイメージ、ODRのメリットのほか、法務省において実施した各種調査等を紹介した「ODRが身近にある社会の実現に向けて」と題するチラシを作成しております。このチラシは、周知・広報ワーキンググループにおける御意見を踏まえて修正を行ったものですが、今後、関係機関等に対する説明に使用することを予定しております。それを前提としまして、ODR推進会議の委員の皆様にも御意見を頂きたいと考えております。このチラシにつきましては、ODR推進会議の皆様の御了承を頂いた後は、かいつけサポートホームページにも掲載することを予定しております。

法務省からの御報告は以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、意見交換に移りたいと思います。

先ほど、事務局から法務省における今年度のこれまでの取組状況について御報告を頂きました。この御報告内容に関しまして、委員の皆様からの御意見はございますでしょうか。また、前回提示された重点取組事項そのものについても、このまま従来取り組んでいただいている内容でよろしいということなのか、あるいは修正が必要なのかといった点についても併せて御意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、出井委員、お願ひいたします。

○出井委員 出井です。

外形的な事項を幾つか質問しておきたいと思います。

先ほど石田参事官から御説明のあった点なんですけれども、前回、基本方針の短期の目標の達成度合いについてお聞きしたところ、そこで短期の目標として設定したものを達成しているというのはなかなか言えないと、到底言えないという総括的なコメントがございました。そのような認識に基づいて、今後の、今後のといつても短期の積み残し事項と、それから中期目標の対象事項ということになるかと思いますが、先ほど御説明のとおり、総花的に取り組むのではなく、重点的に取り組むべき事項を絞り込んでいただいたという理解です。それはそれでよい方向だと思います。かつ前回の推進会議で私ども委員から差し上げた意見を、ある程度反映はしていただいているというふうに思っております。

その上で、外形的な事項を3点ほどお聞きしておきたいのですが、一つは、再度整理していただきたいのですが、この資料の2の1）これは2ページにわたっておりますけれども、資料の2の1）と2）はどういう関係、どういう分け方なのかということを、いま一度御説明いただきたいと思います。それが1点です。

2点目は、これら資料1及び資料2で重点取組事項として掲げられた事項、このタイムフレームですね、これをどういうふうに考えているのかということです。もともとの基本方針では中期が5年程度、つまり、策定した2022年から5年程度ということですから、今後2年半から3年ということになるのではないかと思いますが、そういう理解でよいのかどうかということです。

外形的事項の3点目が、資料2の右側の四角囲みの中に項目が上がっているわけですが、括弧書きでワーキンググループの名前が入っている項目がほとんどで、入っていない項目も二つか三つあったと思いますけれども、質問は、このワーキンググループの関わり方がどのようなものなのかということです。ボールを持って企画、実行していくということなのか、実際の実行をしていくのは、実行の準備主体は法務省なのだと思いますけれども、その監督をそこでやっていくということなのか、それともアドバイスをするということなのか、これはもしかしたら事項ごとに異なるのかもしれません、ワーキンググループの関与の仕方というか、立ち位置について、改めて教えていただきたいと思います。

例えば、今表示されている1）の右側の1番目の地域フォーラム、オンライン・フォーラムについて、このフォーラム自体を周知・広報ワーキンググループ自体が企画して実行していくということなのか、それから、2番目の改正民法施行後の紛争にADR・ODRを活用するための準備というところで、先ほど日弁連、最高裁ともというお話があったのですが、その準備作業、日弁連とか最高裁との協議とか、そのあたりの準備作業を周知・広報ワーキンググループが行うという意味なのか、ワーキンググループの立ち位置を教えていただければと思います。

以上、3点です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

3点御質問いただきまして、1点目は、資料2の大きな1）と2）の関係についてどう理解すべきものなのかと、どう理解されているのかということですね。

2点目は、この実施のタイムフレームとおっしゃいましたけれども、スケジュールということでしょうか。もともと中期は5年程度ということだったけれども、その中期のスパンで考えているという理解でよいのかどうかということでしょうか。

そして、3点目は、資料2で記載されている具体的な項目において、ワーキンググループの記載がある場合におけるワーキンググループの具体的な関与の在り方について、補足説明をということかと思いますけれども、事務局からお答えをお願いしてよろしいでしょうか。

○石田参事官 法務省の石田でございます。御質問いただきありがとうございました。

1点目の資料2の1）2）のすみ分けについてでございますが、1）につきましては、アクションプランで民間ADRをまずは中心にというのがあったことを踏まえて、従来の取組の延長線で整理をしたもので、ここは弁護士会ADRを含むものであります、基本的に法務省の所管の範囲内で対応できるものという整理をしております。2）につきましては、従来から推進会議の委員の皆様の御指摘を踏まえて、民間でのADR事業者のODR実装がな

なかなか進まないというところもあり、民間でのODRの普及を待っていては遅いのではないかという御指摘に応えて、民間ADR以外の部分、行政型ADRとか民間のデジタル・プラットフォーム事業者、それから相談機関等、広義な意味でのODRの担い手となり得るところへの周知活動というのをイメージして、取組事項として整理をしたものになります。

1点目の御質問についての回答は以上となります。

2点目のタイムフレームですが、こちらの重点取組事項は、飽くまでアクションプランの枠組みを修正するものではなく、その中で取り組むべき重点的な事項とか、重点的に取り組むべき事項を整理したという理解でありますので、タイムフレームとしては、同じく5年間でと考えており、残り2年半から3年のうちにできるところをやっていくということを考えております。

3点目、ワーキンググループの関与の在り方についてです。先ほど具体的に御指摘のあつた例えはフォーラム関係ですとか、改正民法施行に向けた準備においては、周知・広報ワーキンググループには、法務省の取組で御相談すべき事項があれば御相談させていただき、周知・広報ワーキンググループのバックアップをいただきながら、取組の主体としては、主に法務省の事務局の方で実施をしているといったものになります。改正民法施行後のADR、ODRの活用につきましては、最高裁、日弁連、法務省と、3者が集まる会議体が別にありますので、そこで議題の一つとして取り上げて取り組んでいるという状況でございます。他方、実装・AIワーキンググループにつきましては、検討すべき課題、例えば実証事業の振り返り等につきまして、ワーキンググループ内で御議論を頂いて取りまとめ等を行っているということがあります。事項によって異なるという、出井委員御指摘のとおりでございます。

こちらからの御説明は以上になります。

○垣内座長 ありがとうございました。

出井委員、いかがでしょうか。

○出井委員 大体分かりました。そうすると、この改正民法施行後の対応のところで、周知・広報ワーキンググループが括弧書きで書いてあるのは、周知・広報ワーキンググループのバックアップを受けながらというか、意見を聞きながらと、そういう意味なのでしょうか。

○石田参事官 御指摘のとおりでして、例えば、まだちょっと取組内容を具体的に詰め切れていないのですが、今後、3者で共同親権導入後に子をめぐる紛争を抱えた当事者の方にインターネット上の情報提供などを連携しながら行っていくというようなことも考えられる方策の一つかなと思っております。そういういたインターネット上の情報提供等につきまして、知見をお持ちの周知・広報ワーキンググループの皆様の御意見も伺いながら、具体的に施策として検討していくということを予定しております。

以上です。

○出井委員 ありがとうございます。取りあえず結構です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の先生方から、さらに御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

はい、では、田中委員、お願いいいたします。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいいたします。

まず、全体的なところについてのコメントです。今の御報告を聞いて、ウェブサイトを改修され、また、フォーラムの実施などもされているということで、法務省からのODRに関する情報提供については拡充されているというふうに感じております。このような活動は今後も期待しているところではありますけれども、加えて、ADR認証事業者、弁護士会ADR、業界ADR、行政ADRと連携などして、ADRサービス提供者側のニーズを把握することも必要ではないかと考えております。これらとの協議は始めていると伺っておりますが、これについての情報もこの会議の場で上げていただければ、この会議でさらなる検討がしやすいと思います。

続きまして、個別の点について。こちらはコメントと質問がございます。まず、オンライン・フォーラムについて。こちらは、私も参加させていただいたのですが、オンラインでの紛争解決の手続を具体的に見ることができ、事業者にとってはとても有益なものと感じました。これには、ADR事業者はどれほど参加していたかというのを教えてほしいという点が質問の1点目です。

続きまして、動画に関して、動画によりチャットでの紛争解決を分かりやすく伝えるということは有効だと思っております。ただ、動画を見ることがODRについて認知させる入り口とすれば、出口はどこなのだろうというようなことを考えました。「解決してみませんか」と動画で呼びかけるとのことです。この動画を見た人は、どのように解決方法を知ることができるのか、動画から事業者の検索などにつなげられるのかというところをお伺いしたいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

御意見、あるいは御質問にわたる点が幾つかあります、個別の点としましては、オンライン・フォーラムにおける事業者の参加状況はどうなっていたのかということですね。そして、動画につきまして、これでODRについて認知をしてもらった上で、どのような形で具体的な利用、具体的なODR提供事業者につなげるということが想定されているのかと、この点についてお尋ねがあったかと思います。

また、総論的なところにつきましては、情報提供は拡充されているけれども、認証事業者を含めた各種のサービス提供者側のニーズについてまとめていくというようなことが必要ではないかと、その上で何らかさらに情報提供等が有効にされるということが必要ではないかという御趣旨であったかと思いますけれども、事務局の方からコメントあるいは御回答、お願いできますでしょうか。

○石田参事官 まず、オンライン・フォーラムの参加状況についてですが、直接参加した人数の内訳というところはデータとして持ち合わせていないのですが、申込者の状況で言いますと、申込みの総数が148あったところ、認証事業者に所属する申込者というのがうち97人で、その他の申込者が51人ということになっておりました。当日の接続数は、一時点を見ると110程度で、出たり入ったりがあるかと思いますので、総数で何人御参加いただいたかというのは把握できておりません。

また、アンケートを取っておりまして、アンケートの回答総数が71あるところ、ADR事業者からの回答が47、一般参加者からの回答が24となっております。申込者のうち、大体65.5%がADR事業者、残り34.5%がその他ということかと思います。なお、認証ADR事業者と認証外のADR事業者の区別はできませんでした。

1点目のオンライン・フォーラムの参加状況についての回答は、以上でございます。

次に、ODRの紹介動画、出口をどのように考えているかということで、御指摘のとおり、ODR動画を単体で御覧いただいても、では実際ADRはどこにアクセスすれば利用可能なのかというのが分からぬという問題があろうかと思います。動画では、キャプションにかいけつサポートホームページのURLを掲載するようにしまして、かいけつサポートホームページへのアクセス、導線を確保したいと考えております。また、動画自体をかいけつサポートウェブサイト上で御紹介しますので、ウェブサイトからアクセスした方はそのまま事業者の検索等も同じウェブサイト内でしていただけるということになろうかと思います。

御指摘いただいた認証事業者等のニーズを踏まえた検討が必要ではないかというところも御指摘のとおりかと思っております。今ODRの実装を促す働きかけをしておりますが、それに対して事業者側はどのように受け止めているかというのを確認するというのを、今後進めていかなければならないと考えております。

法務省からは以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

田中委員の方から、今の回答について何かさらに御発言はございますでしょうか。

お願いします。

○田中委員 ありがとうございます。

オンライン・フォーラムについては、予想以上に事業者の方が参加されたのだと、関心の高さがうかがわれました。名古屋の地域フォーラムについては、かいけつサポート通信で文書でも内容を事後的に報告されたようですが、オンライン・フォーラムについても、同様に事後の報告はされるのでしょうか。

○垣内座長 その点はいかがでしょうか。かいけつサポート通信などでの事後の報告ということが想定されているのかといった点ですけれども。

○石田参事官 かいけつサポート通信で紹介させていただく予定です。

○田中委員 ありがとうございました。私からは以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、さらにそのほかの委員の先生方から。

では、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。よろしくお願ひいたします。

先ほどは、御説明をありがとうございました。今後の重点取組事項のところにつきまして、コメントをさせていただければと思います。

まず、認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODR推進について、これは基本方針に示されているところですので、今後も現在の取組を継続していただくということが重要だと思うのですが、他方で、今後の日本社会において、ODRをデジタル社会のインフラにしていく、多くの方に使っていただくということを考えますと、重点的に取り組むべきところは、2番のODRの社会実装に向けた周知活動というところになろうかと思います。その点について申し上げますと、現在、取組事項として、「認証ADRなどの民間ADRに限定することなくODRの社会実装を進めるための周知活動を推進」と、「ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届ける」の二つが挙げられています。それに関して、画面でお示しいただいているような活動や取組をされているということだと思うのですが、情報の提供

をする際に、認証ADR等の民間ADRに限定しないのであれば、これにどのようなODRが含まれるのかとか、より具体的な情報の提供をする必要があるように感じております。

例えば、先ほど改正民法のお話がありましたけれども、活用するための準備として具体的にどういったところにODRの利用可能性があるのかについて、例えばストーリーを示すとか、具体的な海外の事例を示す、どのような形で導入できるのか、その方法などをより具体的な情報というものをお示ししていく必要があるのかなど。これは先ほど田中委員からも御指摘があったように、ODRの紹介動画についても同様で、その先、認知のその先にある社会実装を視野に入れた活動にそろそろシフトしていくかなければならないのではないかと感じております。ですので、先ほどの御説明ですと、動画を見た後にかいつけサポートの情報は提示されるわけですけれども、その先にどのような手続があるのか、動画を見る方からすると、かいつけサポートのホームページで情報を得たその先に、具体的にどのような機関でODRの利用ができるのかとかがわからないように思います。一般的には、視聴した方は次の段階に関する情報を求めるのではないかと考えますと、認知の先ですね、どのような形で手続が展開していくのかなど、情報提示のあり方が重要になるのではないかというのが、全体的な取組に関するコメントになります。

せっかく今、様々な取組、認知活動、周知活動というのをやっているところだと思いますので、先ほどお話のあった、かいつけサポートの冊子に情報を掲載するということだけでなく、例えば、オンライン・フォーラムの動画をアーカイブで載せていくですか、ODRに関する様々な情報をインターネット上で気軽にアクセスできるような形で提示していくということを考えるとよいのかなと感じたところです。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

この資料2に書かれている1)と2)ということでいうと、今後の社会実装という点を視野に入れて2)の重要性がますます大きくなっていくので、こちらを重視してさらに取組を進めていくべきではないかという基本的な御示唆を頂いたとともに、幾つか具体的なところについても、例えば、ODR紹介動画についてかいつけサポートにつなげるというだけで終わるのではなくて、さらにその他の可能性についても視野に入れていただく、そこにつなげていくことができるような働きかけを考える必要がないかありますとか、あるいは、その情報提供の内容として、より具体的な紛争やそのニーズに即したストーリーですとか、といった分野についての海外の取組事例なども踏まえた、そういったものを含めた形での情報発信が重要なのではないかということですとか、オンライン・フォーラムについてもせっかく実施されたものですので、アーカイブ化するなどして、より広く、また長く、様々な人々に届けるということが考えられるのではないかと、こういった御示唆を幾つか頂いたところですけれども、これにつきまして、何か事務局から今の段階でコメントなどがおありでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。御指摘の提案は正に課題であるなと感じております。

ODRが具体的にどのような場面で活用可能なのかということに関しては、ODRを他省庁等に説明する際に、ADRのオンライン版、ADRといいますのは、狭い意味でのいわゆるADR法に基づくADRと、弁護士会ADRのADRですが、そのオンライン版というような認識をお持ちの方が多いことを改めて感じております。そういったこともあります、

資料7でお示しした「ODRが身边にある社会の実現に向けて」と、これは従来推進会議で御指摘いただいた広い意味でのODRというものを意識して、ODRというのは決して狭い概念ではなく、様々なところで活用可能なんだと、こういうことで、また、各種の苦情申立てや相談の場面とかといったところでも使われていくべきものなんだということを、まずは説明していくところから始めないと、コミュニケーション上も苦労するなと思って作成した資料でございます。

海外の例、渡邊先生によく御紹介いただく離婚に関するオーストラリアのAmicaとか、そういう海外の例等ももう少し参考にした上で周知活動というのも必要かなと思っておりますが、では、出口をどうするのかというのは、非常に重く、また難しい問題でありまして、是非、推進会議の委員の皆様のお知恵も借りながら、引き続き検討していきたいと思っております。オンライン・フォーラムのアーカイブは、事務局でも検討したところだったのですが、アーカイブにしないことによって、ATOJ社の機密情報、企業秘密に関するようなどころまで御紹介いただけたというようなメリットもあったかと思います。今後アーカイブにするという枠組みも、どこかで採用できるものがあればするということは検討してまいりますが、場面場面で検討が必要かなと思っております。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。渡邊委員の方から、さらに何かコメント等はございますか。

○渡邊委員 ありがとうございます。追加でお話しできればと思うのですが、ODRの射程は、これまでこの会議でも議論をしてきたところで、射程を広く捉えた場合に、多義的であるがゆえにODRで何ができるのかということを御理解いただくのが難しいのではないかというお話もあったと思います。そういう意味で、予算等の問題もあるのかかもしれません、本格的なサービスでなくてもよいので、例えば、インターネット上で法的情報を得ながら申立てをするまでのフローについて、プロトタイプを作つて試してもらう、実際に触っていただいて利用者の方からフィードバックをいただく、それを例えば日本でODR事業を展開している運営主体に情報提供をしていくなどもできると思います。実際に、システムを最初から構築して提供しようとするとハードルが高くなってしまうわけですが、利便性を評価するためのプロトタイプであれば、さほど予算はかけずに作れるのかなと思いますので、実際に触ってもらえるものを作ることを検討してもよいのかなと、今の御説明をお聞きして思いました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

予算に制約はあるとしても、少ない予算の中で何か工夫できる取組として、本格的なサービスということよりは、簡易な模擬的な、あるいはプロトタイプ的なもので、一種の体験版というのでしょうか、ちょっと触りの部分が何となくイメージしやすいようなものというのを考えて、それを提供するというようなことも考えられるんじゃないかというような御示唆を頂いたかと思いますけれども、その点は御示唆いただいたということで、事務局にはまた参考にしていただき、検討をお願いするということになるかと思いますけれども。

それでは、渡邊委員、よろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい。ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そのほかの先生方から、さらに御発言はございますでしょうか。

出井委員、お願いします。

○出井委員 出井です。

内容的な点で2点ほど、質問というか、コメントです。今も話題になったこの家事関係の紛争解決ですけれども、資料の2でいうと、改正民法施行後の紛争にADR・ODRを活用するところなのですが、これは現在どういうことができるのかの準備段階というふうに伺っておりますが、ここはかなり可能性があるところではないかというふうに思いますので、是非追求していただきたいと思います。そのときに、やはり家事関係、海外はどうなっているのかということも参考にした方がよいと思いますので、これも渡邊委員がいろんなところで紹介されているかと思いますが、オーストラリアでしたか、オーストラリアのAmica等、どういう使われ方をしているのか、それから採算がどうなっているのかとか、そのあたりも是非参考にしていただきたいと思います。

これは前の推進会議で申し上げたかと思いますけれども、このAmicaの話は、たしか最近の「自由と正義」に渡邊委員の論考として掲載されていたと思いますが、その1年ぐらい前に、日本におけるODRの社会実装を促進する方策等を検討するための調査研究ということで、これはODR協会に委託して研究して、主として渡邊委員が研究に携わって報告されていると思いますが、この成果のフィードバックを、1年前なのでアップデートはかなり必要なようには思いますけれども、是非この推進会議で一度はしていただくのがよいのではないか。細かなどういうシステムなのかというところとか、どういうオペレーションになっているのかの説明はいろんなところで聞いているので、それをこの推進会議でやる必要はないかと思いますけれども、やはりODRの推進を国全体で進めていく場合にどういうアプローチがあるのかというところで、基本方針の中で方針として述べられているまずは民間事業者からということが加えられているわけですが、果たしてそれでよいのかということを、それこそ正に我々推進会議で検討、議論すべき事項ではないかと思います。そういう意味で、是非海外の事例のフィードバックをこの推進会議でも報告を頂いて、議論をすべきではないかというのが大きな1点です。

それから、もう一つ、これは前回の繰り返しになってしまふかもしれません、今回の説明をお聞きしていても、やはりADRフェーズがどうしても中心であるという気がしています。ただ、先ほど私の質問に対して参事官からお答えいただいたように、資料2の2)ですかね、これはより広がりのあるADR、それから、資料7もそういう趣旨で作られていると思います。この推進会議で推進をするODRというのは、ADRフェーズに限られるものではない、ADRのオンライン化、あるいはADRのチャット化に限られるものではないということは、改めて確認しておきたいと思います。それが正に広い意味でのODRをどうやって社会に実装していく道があるのかということの出発点だと思いますので、この点は改めて指摘しておきたいと思います。これが2点目です。

それから、3点目は、もうちょっと具体的な話なのですが、資料5なのですけれども、資料5が、ODRにおけるAIの活用可能性と、これは非常に分かりやすいというか、いろんなことを整理していただいてまとめていただいているのですが、これは使い方です。先ほどの御説明だと、これを今後ウェブページに掲載予定のことでしたが、一つは、これをそのまま掲載して果たしてどういう使い方を予定されているのかということと、もう一つは、幾

つか、果たしてこのまま公開して誤解を受けないだろうかという懸念があるところがあるということです。例えば、弁護士法抵触のリスクが高まるとか、そういうことが書いてあるところもあって、だからどうするということになるのか、検討ペーパーということで示すということであればよいのかもしれません、先ほどの第1点のどういう使い方をするのかということにも関わるのですけれども、そのあたりが気になったところではあります。2番目の気になった点はいいとして、まずどういう使い方をされるのかという、予定しているのか、期待しているのかということだけはお答えいただければと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

3点にわたって御意見、あるいは御質問を頂いているところですけれども、特に3点目については、御質問ということで、この資料についてウェブに掲載するということだけれども、それでどうなのかということで、ウェブ掲載のその先を考えたときに、これはどういうことを想定されているのかということかと思いますが、事務局からそれではお答えいただけますでしょうか。

○石田参事官 ありがとうございます。

こちらにつきましては、先ほどの説明の中でも申し上げたように、現時点でADR・ODRにおけるAI活用が進んでいるわけではなく、リスクに関しては飽くまで想定されるものを幅広に挙げているというところがございます。想定している使い方というのが、具体的に何か方向性を決めたものというのではないのですが、今後ADR・ODRにおいてAIを導入しようとする者や、AI開発をしようとする民間の方々に対して、現時点における検討状況を御紹介して、開発や活用に当たっての参考としていただくということを予定して作成したものとなります。

AI活用について法務省で検討しているということで、他省庁からお問い合わせいただくことなどもありますが、実際のAIの活用が現に進んだ段階での検討ではなく、仮定のものになってしまふというところはあろうかと思いますので、そのあたりは誤解がないように説明を付した上で掲載することを予定しております。

御質問に対するこちらの回答としては、以上です。

○出井委員 ありがとうございます。

最後の点なのですが、さらにお聞きすると、これを掲載して事業者等から、あるいは場合によってはユーザーである行政機関とか、法テラスということもあり得るのですかね、いろんな問合せがあった場合に、法務省としてアドバイスをする、あるいは協議をする、さらに情報提供をすることも予定されているのでしょうか。あるいはそれはまだ白紙なのか。

○垣内座長 いかがですかね。

○石田参事官 特に弁護士法との関係では、弁護士法を所管している担当が異なるので何とも言えないところがありますが、弁護士法を所管する部局から何らかのお問合せがあった場合に回答するという仕組みはございますが、結局その規定官庁でないことから、責任を持った回答というのが難しいという実情があると聞いております。その意味では、なかなか少なくとも我々の係で責任を持った回答ができるという状況にはないのが悩ましいところではあります。

以上です。

○出井委員 すみません、弁護士法だけのことを言っているわけではないのですけれども、弁

護士法の所管は司法法制部ではなかったでしょうか。弁護士法のところは確かにセンシティブな問題はありますけれども、そのほかにもいろいろ質問がありうると思いますが、そのような質問が来た場合に対応される予定なのでしょうか。

○石田参事官 実際に対応した際には、例えば渡邊先生に海外の例をワーキンググループで御紹介いただいたりというようなことがございましたので、そういった資料を渡邊先生に御了解を頂いた上で提供させていただいたというような例はございますが、いずれにせよ、そのA Iの活用のルールというのは今政府全体で議論しているところですので、一部局であるこちらから責任を持った回答を申し上げるのは難しいかなと思っております。

以上です。

○垣内座長 ということで、なかなか流動的なところもありということですので、この資料はこの資料として実装・A Iワーキンググループが作成したものということで公表はされるということですけれども、その際、誤解を受けないように説明はしっかりとしていただくというお話であったかと思いますが、渡邊委員、関連して御発言でしょうか。

○渡邊委員 はい、よろしくお願ひいたします。渡邊です。

ODRのA I活用可能性に関する資料なのですが、これを誤解のないような形で提示していくということを考えたときに、基本方針もそうなのですが、山田文委員が座長をされていたODR活性化検討会の中では、ODRの進行フェーズを導入、発展、進化という形でその技術の利用程度に分けて示していました。また、同じ資料の中にはADRのフローも示されています。それが先ほど御提示いただいた資料7の真ん中にある、検討フェーズから調停等フェーズのところを含めた形でのフロー図になっていると思うのですが、資料というのはどのような形でダウンロードされたり閲覧されたりというところがコントロールできないところでもございますので、一つの資料の中に、これまでの議論ということで、進行フェーズのイメージの図ですか、ここで書かれている事案のフィルタリングですか事案整理といった機能がどのような段階で利用されることが想定されているのかなど、それをリンクさせるような形で御提示する方がよいのかなと。この資料の中では、上から3列目のところに活用場面ということで、一応は書かれてはいるものの、現状ではODRの認知がさほど広まっていないことを考えますと、もう少し図示するような形で、利用が想定される場面ですか技術の程度とかも含めて、A Iの将来的な活用可能性の全体図を示すということが重要なのかなと。各論的なところだけではなく、全体的な情報提示をすることによって、誤解を与えないように周知をしていくということが必要ではないかと感じました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

資料5の内容に関して誤解を招かない、あるいは適切に理解を頂くという観点からは、さらに盛り込むべき情報があるのではないかということ、また、場合によっては何らかのリンクを貼るような形で、ここからこうした情報にアクセスができるように工夫をするといったことも考えられるのではないかと、こういった御示唆を頂いたかと思います。事務局はこの点について何かお答えありますでしょうか。

○石田参事官 頂いた御指摘を踏まえて検討させていただきます。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、そのほかの委員からさらに追加で御発言等は。

佐成委員、お願ひいたします。

○佐成委員 佐成でございます。御説明ありがとうございました。大体御説明でクリアになつたのですけれども、1点だけちょっと何かよく分からなくなつちゃったところがあつたので質問させていただきたいのですけれども、資料の2のかいけつサポートホームページの改修なんですけれども、これは今やっている最中という理解なのでしょうか、それともまだ今後も何かいろいろやっていくということなのでしたか、ちょっとそこら辺、よく分からなくなつちゃつたので、お聞きしたいのですけれども。

○垣内座長 ありがとうございます。

かいけつサポートのホームページ、ウェブサイトの改修について、既にされたものなのか、これからさらにということなのかということで、事務局からお答えをお願いできますでしょうか。

○石田参事官 従来は法務省ホームページにあつたものを独立のウェブサイトにする改修は昨年度行つたものですが、今こちらに記載しておりますのは、そのウェブサイトの内容、コンテンツを充実させるという意味での改修になります。事業者検索の利便性向上とか具体的な紛争事例の紹介というのは、現在、周知・広報ワーキンググループの皆様に御相談、お知恵をお借りしながら検討して準備を進めているところでございます。

以上です。

○佐成委員 ありがとうございます。

特に私がどこを改修するのかなと思ったのは、具体的な事例に沿つた情報発信というところが、このホームページを拝見しますと、「認証事業者用」とか、そういったところにはいろいろな事例、法令とかそういうのが書いてあって、「ADRとは」というところで、現状だと紹介動画が幾つか載っているという感じなのですけれども、このあたりをもうちょっとアピーリングにするとか、そういうような趣旨でしょうか。

○垣内座長 いかがでしょうか。

○矢川部付 事務局の矢川でございます。

現在、「ADRとは」のところに確かに載つております具体的な事例を、もうちょっと分かりやすくアピールできるような形で、例えばトップページの方に見やすく載せるとか、そういう形の改修を今考えております。

○佐成委員 それはいつ頃どのぐらいにできるというようなことを想定されているのでしょうか。本年度中は、本年度は、もう今年は終わっちゃうのですけれども、今年度中という感じでしょうか、どんな感じなのでしょうか、そのあたりは。

○矢川部付 ありがとうございます。

今周知・広報ワーキンググループの方にもアドバイスを頂きながら進めさせていただいておりまして、できれば年度内には改修を終えたいなと思って進めているところです。

○佐成委員 そうですか、分かりました。このホームページの閲覧数をKPIにするとか、そういうふたつの議論もあったかと思うので、このあたりが改修されて、さらに利便性というか、認知のための機能がどれだけ改善したのかというのも、ホームページのアクセス数だけじゃなくて、滞在時間だとか、そういうところを分析することで、ある程度出てくるのかなと思ったものですから、ちょっとお聞きしたところです。

以上でございます。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

ホームページの滞在時間というようなところも分析の対象となり得るのではないかというヒントも頂きましたので、その点はまた御意見を踏まえていろいろと御検討を頂ければと思いますけれども、若干時間的には想定よりも押しがみになってきてはいるところですけれども、さらに何か御発言、御意見、御質問はございますでしょうか。おおむね御意見を頂けたと考えてよろしいでしょうか。

そういたしましたら、本日も様々御質問、あるいは御意見の形で貴重な御示唆を委員の各先生から頂いておりますので、それは当然踏まえ、参考にさせていただくということになろうかと思いますけれども、その点はその点として、法務省として今後取組を進めていくということについては、基本的には前回提示をされて、今回も資料1という形で配られている重点取組事項に沿った形で、しかし委員の先生方からの御意見を参考とさせていただきながら取組を進めていくということで、御了承いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

なお、先ほど事務局からの御報告の中で御説明がありましたけれども、法務省では、資料7ですね、今後、関係機関、その他へのODRに関する説明に際して、チラシ、資料7の「ODRが身近にある社会の実現に向けて」というものを用いるということを予定しているということですけれども、この点も御異議はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日、御意見、あるいは御質問を頂くべき点については一通り頂くことができたというふうに考えますので、意見交換については一旦ここまでという形にさせていただきまして、事務局からここで事務連絡等があればお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石田参事官 次回のODR推進会議につきましては、来年3月17日月曜日の15時から17時までの2時間を予定させていただきます。御多忙のところ大変恐縮ですが、御参加のほどお願いいたします。

以上です。

○垣内座長 次回については、そのようなことでお願いをいたします。

それでは、予定していた議題は以上となりますので、本日の会議につきましては、これで終了とさせていただきます。

本日も大変活発な御議論を頂きまして大変ありがとうございました。

- 了 -